

人権だより

NO.99

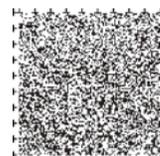
令和6年11月発行

岐阜県環境生活部 人権施策推進課 岐阜県人権啓発センター
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 (県庁2F)

☎058-272-1111 (内線3052) 直通058-272-8250

「誰か」のことが じゃない。

人権とは、人間が生まれながらにして持つ、
人間らしく幸せに生きる権利で、
誰にとっても身近で大切なもの、違いを認め合い、
互いを尊重する心によって守られるものです。
私たち一人ひとりが人権尊重の意識を高めるとともに、
他の人の人権にも十分配慮した行動ができるよう、
社会全体で取組を進めて行きましょう。



第76回人権週間について

昭和23年（1948年）第3回国際連合総会で世界人権宣言が採択され、本年で採択76周年を迎えます。国際連合は、世界人権宣言の採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー」と定め、加盟国に対し、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請しています。

法務省と全国人権擁護委員連合会は、「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚に努めてきたところですが、本年も、12月4日から12月10日までの1週間を「第76回人権週間」として、全国各地で啓発活動を実施します。

「誰か」のことじゃない。

皆さんもこの人権週間に、身近なことから人権を考えてみませんか。
なお、県内各地の啓発活動については、最寄りの法務局又は法務局支局にお尋ねください。

問合せ先

岐阜地方法務局人権擁護課 岐阜県人権擁護委員連合会 岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜人権擁護委員協議会 TEL 058-245-3181	
岐阜地方法務局八幡支局 郡上市八幡町有坂1209-2 郡上人権擁護委員協議会 TEL 0575-67-1411	岐阜地方法務局多治見支局 多治見市太平町5丁目33 多治見人権擁護委員協議会 TEL 0572-22-1002
岐阜地方法務局大垣支局 大垣市丸の内1丁目19 大垣人権擁護委員協議会 TEL 0584-78-3347	岐阜地方法務局中津川支局 中津川市かやの木町4-3 中津川人権擁護委員協議会 TEL 0573-66-1554
岐阜地方法務局美濃加茂支局 美濃加茂市本郷町7丁目4-16 可茂人権擁護委員協議会 TEL 0574-25-2400	岐阜地方法務局高山支局 高山市昭和町2丁目220番地 高山人権擁護委員協議会 TEL 0577-32-0915

人権週間における各種啓発活動のご紹介

岐阜県では、人権啓発活動を効果的に推進し、県民の人権尊重意識の高揚を図ることで多くの県民に人権について意識していただけるよう人権週間に合わせて下記の活動を実施します。

人権啓発フェスティバルinぎふ

日 時 令和6年12月7日（土）/10:00～16:00

場 所 マーサ21（岐阜市）

内 容

- ・人権啓発展示
- ・人権啓発ノベルティ配布
- ・特設人権相談所
- ・全国中学生人権作文コンテスト岐阜県大会表彰式・朗読会
- ・ステージイベント
- ・クイズラリー他

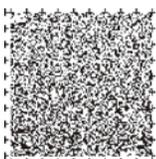
その他の活動

○「学校等でのSNSいじめ防止」人権啓発動画CM放映

SNS上の誹謗中傷やテマの拡散といった学校等でのいじめについて、人権侵害の危険性を訴える人権啓発動画CMを多様な広報媒体で放映し、啓発強化を行います。

○人権週間ポスター作成・配布

人権週間を契機に、県民の皆さまの「人権」に対する関心や理解が深まるよう人権週間ポスターを作成し、市町村、教育機関や金融機関等に幅広く配布します。



さまざまな人権啓発活動の取組がされています



岐阜人権擁護委員協議会では、5月18日（土）「介護老人保健施設寺田ガーデン」で開催された『寺田ガーデン祭』で人権啓発活動を行いました。当日は、爽やかな五月晴れの下、多くの来場者で賑わい、こどもからお年寄りまで幅広い年齢の方達に人権について考えてもらうことができました。

また、8月21日（水）～23日（金）に岐阜市みんなの森メティアコスモス ドキドキテラスにおいて、「夏休みこども人権パネル展」を開催しました。人権に関するポスターや案内、児童生徒の作成した人権作文を展示し、来場者にメッセージを書いてもらい、人権の大切さを伝えることのできる機会となりました。

郡上人権擁護委員協議会では、例年2022年にユネスコ無形文化遺産に登録された郡上おどりによる啓発活動を行っています。国の登録有形文化財である郡上八幡駅を会場に「人権の夕べ」は公式日程として組み込まれており、今年度も8月8日（木）に実施しました。平日ということをおぼろげに忘れるほど大勢の参加者が集まった中、啓発用うちわを配布するなど効果的な啓発となりました。



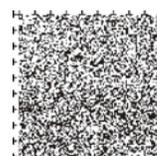
「寺田ガーデン祭」での様子



郡上おどりでの様子



啓発用うちわ



全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

夫・パートナーからの暴力や職場等におけるセクハラ

ストーカー行為等、女性をめぐる人権問題について

人権擁護委員が中心となって電話で相談に応じます。

相談は無料 秘密は守ります

ひとりで悩まず電話してください。

※通話料は相談者負担です

1 → 日時

令和6年11月13日(水)～19日(火)

平日 8:30～19:00

土日 10:00～17:00

平日は岐阜地方法務局人権擁護課に、土曜日・日曜日は名古屋法務局につながります。

2 → 受付電話番号

0570-070-810

3 → 相談担当者

法務局職員または人権擁護委員が相談をお受けします。

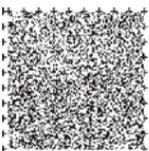
4 → その他

「女性の人権ホットライン」の相談ダイヤルは、上記強化週間以外も開設しており、平日午前8時30分から午後5時15分まで相談に応じています。

また、パソコン、携帯電話、スマートフォンからも人権相談を受け付けています。
(URL : <http://www.jinken.go.jp/>)。

パソコンからは

携帯電話からは 右のQRコードを読み取って相談ページにアクセスできます。



ちょっといい話を紹介します (52)

日々の生活の中で、ほんの少し相手のことを思ってかけた「言葉」や「行動」に、まわりの空気が温かくなったという経験はありませんか。

また、あなたがつらかったとき、苦しかったときかけられた「言葉」や「行動」が励ましになった経験はありませんか。

県民のみなさまから身のまわりの心温まる話をたくさん寄せていただきました。その中から、3作品を紹介します。

小学生

まちがいは宝物

私のおじいちゃんは、塾の先生や校長先生の経験があるので勉強にはきびしい人でした。そんなおじいちゃんの口癖が、「まちがいは宝物」です。私が問題をまちがえたり、いつもさういってくれます。一度失敗しても、それを活かすことで、次起らないようにする。まちがい以外にも、自分の短所なども大切に、宝物にすることをおじいちゃんに教わりました。私は、自分のまちがいを大切にしたいと思いました。



中学生

言葉

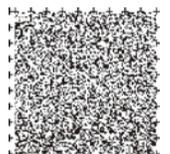
私が辛くて苦しくて、何もできなかった時、親友からメールがきた。内容は、「一言」話したい時に話してね。「だった。色々なひとは、何かあったの?」「大丈夫?」しか言ってくれなかった。その言葉は、私にとって苦しさが増す言葉だった。でも、親友の言葉だけは、少しだけ気が楽になった。結局は、話せなかったけど、今でも心に残っている出来事だった。



高校生

アルバイト

私は、コンビニでアルバイトをしています。コンビニには、様々なお客様が来店されます。私がいつも通りレジの所に立っていると、足の悪いようなお客様が帰る際に、出入口のドアを開けに行きました。すると、お客様は「優しいね、いつもありがとう。」と言いつつ帰られました。アルバイトはとても大変なことが多いので、その一言がとても嬉しかったです。私も優しい声かけをもっとしていきたいです。



人権だよりNO.99 アンケート

この度は、人権だよりNO.99をご覧くださいありがとうございます。
今後の誌面作りのため、率直なご意見・ご感想をお聞かせください。

【1】この人権だよりを読んで、人権への関心や理解は深まりましたか？

- ① 大変深まった ② おおむね深まった ③ あまり深まらなかった ④ 全く深まらなかった

【2】この人権だよりの内容は満足のいくものでしたか？

- ① 大変満足 ② おおむね満足 ③ やや不満 ④ 大変不満

【3】興味を持った記事はどれですか？

- ①：P1 人権週間周知ポスター
②：P2 人権週間の周知/人権週間における岐阜県の活動紹介
③：P3 さまざまな人権啓発活動の紹介（岐阜地方法務局寄稿記事）
④：P4 「女性の人権ホットライン」強化週間の実施
⑤：P5 ちょっといい話紹介

【4】あなたが関心をもっている人権問題は何ですか？（複数回答可）

- ①女性 ②子ども ③高齢者 ④障害のある人 ⑤部落差別（同和問題） ⑥アイヌの人々
⑦外国人 ⑧感染症 ⑨ハンセン病患者・元患者やその家族 ⑩刑を終えて出所した人
⑪犯罪被害者やその家族 ⑫インターネット上の人権侵害 ⑬北朝鮮当局による人権侵害問題
⑭ホームレス ⑮性的指向及び性自認に係る問題 ⑯人身取引（性的サービスや労働の強要等）
⑰震災等の災害に関する人権問題 ⑱職場での人権問題 ⑲個人情報保護の問題

【5】「岐阜県人権啓発センター」を知っていますか。

- ①知っている ⇒ 【6】へ ②知らなかった ⇒ 【7】へ

【6】何で知りましたか。

- ①県からの案内 ② チラシ ③ 人権だより
④インターネット（県HP等） ⑤その他（ ）

【7】その他、ご意見・ご感想等がありましたらご自由にお書きください。

()

<回答方法>

- インターネット（PC、スマートフォン等）で回答する場合
右のQRコードを読み取って専用の回答フォームへ入力してください
- こちらのアンケート用紙で回答する場合
このページをコピーして、FAX又は郵送で下記の宛先までお送りください。

<宛先> 〒500-8570 岐阜市数田南2-1-1
岐阜県庁 環境生活部 人権施策推進課
TEL：058-272-8250
FAX：058-278-2615

アンケートは
こちら↓



音声コードって？

各ページの右または左下隅に、バーコードのようなものが印刷されています。これは、『音声コード』といいます。

音声コードとは、紙に掲載された情報をデジタルに変える、新しい形の二次元バーコードのことで、縦と横の2方向に情報を記録することができます。この音声コードは、「活字文書読み上げ装置」によって音声で読み上げてくれます。

また、活字文書読み上げ装置で音声コードを読み取らせる場合、音声コードの位置がわかるように、用紙に切り込みを入れてあります。目の不自由な方々にも、当課が発行する啓発資料を活用していただくため、人権だよりは、『音声コード』による情報提供を行っています。

※「活字文書読み上げ装置」は、視覚障がいの方の日常生活用具として、給付（補助）を受けることができます。詳しくは、お住まいの市町村福祉窓口までお問い合わせください。

